TRANZAS
Trans-Aspiration

第25期 定時株主総会 招集ご通知

開催日時
2019年４月23日（火曜日）
午前10時

開催場所
神奈川県横浜市西区みなとみらい
２丁目２番１号
横浜ランドマークタワー25階
バンケットルームB

決議事項
議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）４名選任の件

議決権行使期限
2019年４月22日（月曜日）
午後５時まで

目 次

■ 第25期 定時株主総会招集ご通知 …… 1
【添付書類】
■ 事業報告 …… 3
■ 連結計算書類 …… 23
■ 計算書類 …… 26
■ 監査報告書 …… 29
■ 株主総会参考書類 …… 32

株式会社トランザス
証券コード 6696

2019年４月８日

株　主　各　位

横浜市西区みなとみらい２丁目２番１号
横浜ランドマークタワー17階
株式会社トランザス
代表取締役社長　藤　吉　英　彦

第25期　定時株主総会招集ご通知

拝啓　時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、当社第25期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、万障お繰り合わせの上、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2019年４月22日（月曜日）午後５時までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬　具

記

１．日　　時：2019年４月23日（火曜日）　午前10時（午前９時受付開始）

２．場　　所：神奈川県横浜市西区みなとみらい２丁目２番１号
横浜ランドマークタワー25階　バンケットルームＢ
（末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください）

３．目的事項：

報告事項
１．第25期（2018年２月１日から2019年１月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第25期（2018年２月１日から2019年１月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

議案　取締役（監査等委員である取締役を除く）４名選任の件

以　上

当日ご出席の際には、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

1．株主総会にご出席いただけない場合は、当社の議決権を有する他の株主様１名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。なお、代理人がご出席の場合は委任状を議決権行使書用紙とともに会場受付にご提出ください。

2．法令及び当社定款第15条の規定に基づき、以下の書類につきましては、当社ウェブサイト（http://www.tranzas.co.jp/ir/）に掲載していますので、本招集ご通知の添付書類には含まれていません。

⑴ 連結注記表 ⑵ 個別注記表

なお、会計監査人及び監査等委員会が監査した連結計算書類及び計算書類は、本招集ご通知の添付書類に記載の各書類と、上記の⑴及び⑵に記載の連結注記表及び個別注記表となります。

3．株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載すべき事項を修正する必要が生じた場合は、修正後の事項を当社ウェブサイト（http://www.tranzas.co.jp/ir/）に掲載いたしますので、ご了承くださいますようお願い申し上げます。

（添付書類）

事　業　報　告

自　2018年 2 月 1 日
至　2019年 1 月31日

1．企業集団の現況に関する事項

⑴　当連結会計年度の事業の状況

①　事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、政府の経済政策や日銀の金融緩和政策等による効果から、企業収益の回復や所得環境の改善の兆しも見え、緩やかな回復基調が持続してまいりました。しかしながら、国際経済における新興国経済の成長鈍化、欧州情勢、米国と中国の経済対立等の景気下振れリスクや北朝鮮の地政学的リスク等を受けて、景気の先行きは依然として不透明な状況で推移いたしました。一方で、世界ではAI・IoTの普及が進み、IoTデバイス数は2017年には約270億個だったものが、2020年には約400億個まで増加すると予想されており（出典：「平成30年版情報通信白書」総務省）、IoTを含めたICT分野への投資は増加すると見込まれております。

このような経済環境の下で、当社グループは、労働力不足をIoTの活用により解消することを目標とし、その実現に取り組んでまいりました。当社グループが提供するIoTソリューションサービスにおいては、映像配信分野において、ホテルVODのための製品（旧型STB）提供からホテルの省人化やホスピタリティ向上に貢献する製品提供への深化を目指し、クラウド型ホスピタリティサービスの開発を進めてまいりました。また、作業支援分野において民泊におけるチェックイン業務の効率化に寄与する自動チェックインシステムの開発を行い、提供を開始いたしました。しかし、映像配信分野における旧型STBの売上の落ち込みや生産遅延に伴う納品遅れによる影響を、新製品・サービスで補てんすることはできませんでした。

この結果、当連結会計年度の売上高は694,460千円（前期比44.8％減）、営業損失は144,783千円（前連結会計年度は251,873千円の営業利益）、経常損失は146,733千円（前連結会計年度は245,273千円の経常利益）、親会社株主に帰属する当期純損失は166,197千円（前連結会計年度は152,296千円の親会社株主に帰属する当期純利益）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資等の総額は57,124千円であります。その主な内容は、IoTソリューションサービスにおいて、自動チェックインシステム用端末の製造のための金型の取得及びそのシステム開発等によるソフトウェアの取得であります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度における重要な資金調達はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区　　分	第 22 期 (2016年１月期)	第 23 期 (2017年１月期)	第 24 期 (2018年１月期)	第 25 期 (当連結会計年度) (2019年１月期)
売上高(千円)	－	－	1,258,047	694,460
経常利益又は経常損失（△）(千円)	－	－	245,273	△146,733
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失（△）(千円)	－	－	152,296	△166,197
１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失（△）(円)	－	－	58.37	△52.66
純資産(千円)	－	－	1,361,905	1,203,416
総資産(千円)	－	－	1,617,271	1,347,652

(注) 1．１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失は自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により算出しております。

2．当社は、2017年５月８日付で株式１株につき50株の割合をもって株式分割を行っております。このため、第24期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失を算定しております。

3．当社グループは、第24期より連結計算書類を作成しておりますので、第23期以前の計数は記載しておりません。

② 当社の財産及び損益の状況の推移

区　　分	第 22 期 (2016年１月期)	第 23 期 (2017年１月期)	第 24 期 (2018年１月期)	第 25 期 (当事業年度) (2019年１月期)
売上高(千円)	1,028,122	1,051,654	1,206,021	679,306
経常利益又は経常損失（△）(千円)	202,407	184,484	262,882	△126,079
当期純利益又は当期純損失（△）(千円)	122,612	111,695	169,906	△168,589
１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失（△）(円)	65.19	55.63	65.12	△53.41
純資産(千円)	426,895	538,834	1,378,650	1,217,641
総資産(千円)	630,395	702,534	1,597,419	1,360,778

(注) １．１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失は自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により算出しております。

２．当社は、2017年５月８日付で株式１株につき50株の割合をもって株式分割を行っております。このため、第22期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失を算定しております。

(3) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
TRANZAS Asia Pacific Pte. Ltd.	929,165米ドル	100.00%	海外市場におけるＩｏＴデバイスの販売、市場調査

⑷ 対処すべき課題

当社グループは、ターミナルソリューション事業の立上げ時からターミナルとソフトウェアの両方の開発を行っており、顧客の注文に応じた最適なターミナルを一気通貫で行う垂直統合型のビジネスを展開してまいりました。特に、ホテルVODやIP放送に利用されるSTB（セットトップボックス）では、小ロットでも最適価格で顧客に提供できることから、当社グループのSTBは国内市場において高評価をいただいております。

現在、当社グループは、ホテルVODやIP放送向けSTB及びSTBの開発・製造で培った技術やノウハウに基づいて開発するIoT端末をホスピタリティ市場全般に浸透すべく、新端末、新サービスの開発・製造を行っております。ホテル向けにはVODだけでなく、ホテルのサービス向上や業務効率化に寄与するクラウド型ホスピタリティサービスやホスピタリティロボット、民泊向けの自動チェックインシステム等を開発いたしました。また、IoT化が今後一段と進むことが予想される製造業や物流業に向けてウェアラブルデバイス「Cygnus」の標準ソリューションをパートナーとともに開発し、その事業拡大に注力しております。さらに、各業種のIoT化を支援するために、IoTルータを開発する等、STBメーカーから労働力不足を解消するためのIoTメーカーへと進化すべくパートナーとともに各種施策に取り組んでおります。

当社グループでは、急速に技術が進歩しているIoTの分野において、中長期的に継続した成長を実現し、企業価値の最大化を図るうえで、以下の項目を対処すべき重要な経営課題として考えております。

① 販売チャネルの拡大

当社グループは、主にパートナーであるVARを通じてターミナルやシステムを提供しているため、業容拡大のためには、国内外における既存のVARとの関係強化に努めるとともに、新規VARの開拓及び既存VARとの関係強化を図ることが必要です。そのため、既存VARに対しては、ターミナル及びソフトウェア双方の開発が可能な当社の強みを活かして、ニーズを取り込んだターミナルやサービスを提供し、適時適切なフォローサービスの提供を行ってまいります。また、新規VAR開拓のためには、IoTメーカーとしての知名度向上を図るとともに、人材育成を強化し、国内外におけるネットワークの強化を図ってまいります。

② 顧客満足度及び品質の向上

当社グループは、ターミナルの開発から製造まで一気通貫で提供しており、顧客が要求する機能と価格を満たす最適なターミナルの提供が可能です。今後、IoTがさらに市場に普及することで、IoTを活用したサービスを実現するためのターミナルを提供できる当社グループの強みが発揮できると確信しております。

そのような事業環境の変化に備えて、当社グループでは優秀な人材の確保と社内教育を拡充し、また、ターミナルの製造コスト削減のため、部材等の供給先の複数化を図ってまいります。

また、品質向上を目指してISO9000シリーズの認証取得を行っております。今後も顧客に対して適切な品質水準のターミナルの提供と顧客に対する価値提供レベルを向上させるため、同認証を維持して、品質向上を図ってまいります。

③ 研究開発の強化

既存のターミナルに利用するソフトウェアは、他の分野でも利用されるIoT端末のソフトウェア開発にも利用することができます。そのため、数多くのソフトウェアを開発することで、新ターミナルの開発が早期化でき、また、様々な顧客ニーズに応えることができるようになると考えております。

また、近年、様々なOSやアプリケーションソフトが誕生しており、それらと連動させたターミナルに対する需要が増加傾向にあります。

当社グループでは、よりソフトウェアの開発スピード能力を高め、リードタイム短縮化を目指し、また、複数の顧客ニーズに共通する機能を標準的な機能として、ターミナルに実装させることで、確実に新規顧客を取り込んでまいります。

④　優秀な人材の確保と生産性の最大化

IoT市場においては、国内だけでなく海外においても常に新端末が開発・製造されており、当社グループのターミナルに類似したものも、今後、市場に投入される可能性はあります。そのため、それらとの差別化を図るためには、ソフトウェア開発が重要であると認識しており、優秀な人材の継続的確保が事業拡大の重要な課題となります。そのため、より高い専門性を有する人材をグローバルに確保するとともに、既存社員の能力及びスキルの底上げ、定着を図るために社内教育の拡充や定期的な人事評価制度や報酬制度の見直し等を行ってまいります。

また、人材の確保のみならず、生産性を最大化させるために、個々の持つポテンシャルを最大限発揮できるよう、就業環境の最適化や人事制度の拡充に取り組んでまいります。

⑤　内部統制及びガバナンスの強化

競争が激しいIoT市場において、持続的に健全な成長を果たすためには、当社及び関係会社の内部統制及びガバナンスの一層の強化が不可欠であると考えています。そのため、国内はもとより、海外支店及び海外子会社への監督強化のために海外事業推進室に加え、内部監査室を設け、その強化に取り組みました。また、内部統制レベルの向上を継続的に図るとともに、事業推進に必要な意思決定の迅速化にも邁進しています。

⑸ 主要な事業内容（2019年１月31日現在）

当社グループは、「『しか』に拘り、当社独自のシステムを通じて、世の中に無い新しいサービスを創造する」ことを経営理念として、通信機能をもったターミナルの製造開発及びそれを利用したシステム・サービスの提供を主要な業務としております。自社でターミナルに組込むソフトウェアの開発から、ターミナルの製造、メンテナンスまでをワンストップで行えるところに特徴があります。

当社グループは、ターミナルソリューション事業の単一事業であるため、サービス区分ごとに記載いたします。

① ＩｏＴソリューションサービス

当社グループが開発製造する各種ターミナルやシステムを利用して、コンテンツやサービスを顧客に提供する事業者をVARと称し、当社グループは、VARをパートナーとしてVARに対してターミナルやシステムを提供しております。具体的には、主にBtoBtoCサービスを提供するSIer（システムインテグレーション（SI）を行う事業者の総称）やソフトウェア開発事業者がVARとなり、VARが要望する機能を実現するためのターミナルやシステムを最新の技術と過去の開発経験・ノウハウを活かして開発・製造しております。

IoTソリューションサービスは、映像配信分野、販売業務支援分野及び作業支援分野に展開しております。

② ＩＴ業務支援サービス

業務基幹システム等のアプリケーションソフトウェアの受託開発、システム運用に必要なパソコンやサーバ等の提供及びメンテナンス、開発したソフトウェア・システムのメンテナンスを提供しております。

サービス区分ごとの主要製品及びサービスは以下のとおりです。

サービス区分	主要製品・サービス
ＩｏＴソリューションサービス	ＳＴＢ・サーバ・デジタルサイネージ・ウェアラブルデバイス・ＩｏＴコントローラー・自動チェックインシステム
ＩＴ業務支援サービス	システム構築・保守サービス

⑹ **主要な事業所**（2019年１月31日現在）

当社本社	神奈川県横浜市
台湾支店	台湾新北市
TRANZAS Asia Pacific Pte. Ltd.	シンガポール共和国

⑺ **使用人の状況**（2019年１月31日現在）

企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
44名	1名増	38.4歳	3年7ヶ月

（注）　使用人数は就業人員であり、派遣社員及びアルバイトを含んでおりません。

⑻ **その他企業集団の現況に関する重要な事項**

該当事項はありません。

2．株式に関する事項

⑴ **発行可能株式総数**　　8,000,000株

⑵ **発行済株式の総数**　　3,159,500株（自己株式111株を含む）

⑶ **株主数**　　2,129名

⑷ **大株主（上位10名）**

株主名	持株数（株）	持株比率（%）
藤吉英彦	1,013,000	32.06
WORLD F PTE. LTD.	445,000	14.09
前川昌之	155,000	4.91
藤吉一彦	100,000	3.17
株式会社SBI証券	82,000	2.60
日本証券金融株式会社	61,900	1.96
長田豊國	50,000	1.58
藤吉友香子	40,000	1.27
株式会社ライブスター証券	38,800	1.23
藤吉佐己子	35,000	1.11

（注）　持株比率は発行済株式総数から自己株式数を控除して計算しております。

3．新株予約権等に関する事項

⑴ 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

名称	第４回新株予約権	第５回新株予約権	第６回新株予約権
保有人数	取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）　1名	取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）　2名	取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）　2名
保有する新株予約権の数	100個	650個	100個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式　5,000株	普通株式　32,500株	普通株式　5,000株
新株予約権の発行価額	無償	無償	無償
新株予約権の行使価格	１株当たり　170円	１株当たり　170円	１株当たり　240円
新株予約権の行使期間	2016年８月１日から2026年７月31日まで	2017年２月１日から2025年１月29日まで	2018年２月１日から2025年12月31日まで
行使の条件	（注）１		（注）２

（注）１．新株予約権の割り当てを受けたものは、権利行使時においても、当社の取締役若しくは従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職等その他正当な理由のある場合はこの限りではない。その他の条件は、当社と新株予約権の割り当てを受けたものとの間で締結した「新株予約権付与契約」で定めるところによる。

２．新株予約権者は、新株予約権行使時においても当社、当社の完全子会社又は当社の関係会社の役員又は従業員であることを要する。但し、取締役、監査役が任期満了により退任した場合、従業員が定年により退職した場合又は当社の取締役会の承認を得た場合は、この限りでない。その他の条件は、当社と新株予約権の割り当てを受けたものとの間で締結した「新株予約権付与契約」で定めるところによる。

３．当社は、2017年５月８日付で株式１株につき50株の割合をもって株式分割を行っております。そのため、新株予約権の目的である株式の数及び新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は分割後の数値で記載しております。

⑵ 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

名称	第９回新株予約権
保有人数	当社使用人　10名 子会社の使用人　2名
保有する新株予約権の数	420個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式　42,000株
新株予約権の発行価額	１個当たり　1,390円
新株予約権の行使価格	１株当たり　240円
新株予約権の行使期間	2020年５月１日から 2023年11月30日まで
行使の条件	(注)

(注) １．新株予約権者は、2020年１月期乃至2023年１月期のいずれかの期において、当社が提出した有価証券報告書に記載される監査済当社連結損益計算書の経常利益が次の各号に掲げる金額を超過している場合、かつ、本新株予約権の行使日前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値が2,000円を超えている場合に限り、各新株予約権者に割り当てられた新株予約権のうち当該各号に掲げる割合（以下、「行使可能割合」という。）を限度として本新株予約権を行使することができる。また、国際財務報告基準の適用等により参照すべき経常利益の概念に重要な変更があった場合には、当社は、合理的な範囲内において、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。

(a) 2020年１月期乃至2021年１月期において、経常利益が500百万円以上を超過した場合、行使可能割合40%

(b) 2020年１月期乃至2023年1月期において、経常利益が1,000百万円以上を超過した場合、行使可能割合100%

２．新株予約権者は、割当日から本新株予約権が満了するまでの間に、東京証券取引所における当社普通株式の終値が一度でも500円を下回った場合、本新株予約権を行使することはできないものとする。

３．新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

４．本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

５．各本新株予約権の１個未満の行使を行うことはできない。

⑶ その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4．会社役員に関する事項

⑴ 取締役の氏名等（2019年１月31日現在）

地位及び担当	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	藤吉英彦	ＣＥＯ TRANZAS Asia Pacific Pte. Ltd. Director
取締役	松川淳	営業部長
取締役	稲田淳	経営管理部長
取締役	前川昌之	公認会計士税理士前川昌之事務所　所長 株式会社CONSOLIX　代表取締役 株式会社モデュレックス　社外監査役 株式会社アイ・ピー・エフコーポレーション　代表取締役
取締役（監査等委員）	岡安俊英	岡安総合会計事務所　所長 株式会社松村組　社外監査役
取締役（監査等委員）	佐々木豊	株式会社ビザライト　代表取締役
取締役（監査等委員）	原口昌之	弁護士・公認会計士 原口総合法律事務所　所長 株式会社早稲田アカデミー　取締役（監査等委員） ＭＲＴ株式会社　社外監査役

（注）１．取締役 岡安俊英氏、佐々木豊氏及び原口昌之氏は、社外取締役であります。

２．取締役（監査等委員）岡安俊英氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

３．取締役（監査等委員）原口昌之氏は、弁護士及び公認会計士の資格を有しており、法務、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

４．監査等委員会が主体となり内部統制システムを通じた組織的な監査を実施しているため、必ずしも常勤者の選定を必要としないことから、常勤の監査等委員を選定しておりません。

５．当事業年度中における役員の異動は次のとおりであります。
2018年４月17日開催の第24期定時株主総会の終結の時をもって、福田敏章氏は任期満了により取締役（監査等委員）を退任いたしました。

６．当社は、取締役 岡安俊英氏、佐々木豊氏及び原口昌之氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定しております。

⑵ **責任限定契約の内容の概要**

会社法第427条第１項の規定に基づき、当社と取締役前川昌之氏、取締役（監査等委員）岡安俊英氏、佐々木豊氏及び原口昌之氏とは、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項で定める最低責任限度額を限度としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該役員が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとしています。

⑶ **取締役の報酬等の額**

区　　分	支給人員	支給額
取締役（監査等委員を除く）	4名	49,215千円
取締役（監査等委員）	4名	7,900千円
合　　計	8名	57,115千円

（注）１．上記には、2018年４月17日をもって退任した取締役（監査等委員）１名を含んでおります。
２．取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、第22期定時株主総会において年額80,000千円以内と決議いただいております。また、取締役（監査等委員）の報酬限度額は第24期定時株主総会において年額30,000千円以内と決議いただいております。
３．上記のうち社外取締役（監査等委員）３名に支払った報酬等の総額は7,300千円であります。
４．上記支給額の他、当社子会社の取締役を兼務している取締役（監査等委員を除く）１名に対して、子会社が当事業年度に係る基本報酬として総額7,746千円を支払っております。

⑷ 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である法人等と当社との関係

取締役（監査等委員）である岡安俊英氏は、岡安総合会計事務所の所長、株式会社松村組の社外監査役を兼任しております。当社と同事務所及び同社との間には特別の関係はありません。

取締役（監査等委員）である佐々木豊氏は、株式会社ビザライトの代表取締役を兼任しております。当社と同社との間には特別の関係はありません。

取締役（監査等委員）である原口昌之氏は、原口総合法律事務所の所長、株式会社早稲田アカデミーの取締役（監査等委員）及びMRT株式会社の社外監査役を兼任しております。当社と同事務所及び各社との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区　分	氏　名	主な活動状況
社外取締役 (監査等委員)	岡　安　俊　英	2018年４月17日就任以降の取締役会11回のうち11回（100%）、監査等委員会10回のうち10回（100%）に出席し、必要に応じて公認会計士としての専門的見地からの発言を行っております。
社外取締役 (監査等委員)	佐々木　　豊	当事業年度開催の取締役会15回のうち15回（100%）、監査等委員会13回のうち13回（100%）に出席し、必要に応じて企業経営者としての専門的見地からの発言を行っております。
社外取締役 (監査等委員)	原　口　昌　之	当事業年度開催の取締役会15回のうち15回（100%）、監査等委員会13回のうち13回（100%）に出席し、必要に応じて弁護士・公認会計士としての専門的見地からの発言を行っております。

5．会計監査人に関する事項

⑴ 会計監査人の名称

監査法人Ａ＆Ａパートナーズ

⑵ 会計監査人の報酬等

① 当社が支払うべき報酬等の額 13,000千円

② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 13,000千円

（注）1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しています。

2．監査等委員会は会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況や報酬見積もりの算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第１項の同意を行っております。

⑶ 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の遂行に支障がある場合、その他必要があると判断した場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、全員の同意により、会計監査人を解任いたします。

⑷ 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨の定款規定を設けておりますが、会計監査人との間に責任限定契約は締結しておりません。

6．業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

⑴　業務の適正を確保するための体制整備

業務の適正を確保するための内部統制システムの整備に関する基本方針として、当社が取締役会において決議した事項は次のとおりであります。

①　取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

コンプライアンス体制の構築・維持については、監査等委員である取締役による取締役の業務執行の監視に加え、取締役社長の命を受けた内部監査担当者が、内部監査規程に基づき、取締役及び使用人の職務の執行に関する状況の把握、監視等を定期的に行い、取締役社長に報告しております。

また、法令や社内規程上疑義のある行為等についてその情報を直接受領する内部通報制度を整備・運用しております。

②　取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理については、経営管理部を管掌する取締役又は執行役員を担当役員とし、職務執行に係る情報を適切に文書又は電磁的情報により記録し、文書管理規程に定められた期間保存・管理を行うものとしております。なお、取締役は、これらの文書等を常時閲覧できるものとし、担当役員はその要請に速やかに対応するものとしております。

③　損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、取締役会がリスク管理体制を構築する責任と権限を有し、これに従いリスク管理に係るコンプライアンス規程及び危機管理規程を制定及び改定し、潜在的リスクの早期発見及び不正行為に対する迅速かつ適切な措置を講ずる体制の構築を進めております。不測の事態が生じた場合には、取締役社長を委員長とする対策委員会を設置して、開示を含む迅速な対応を行い、損害の拡大を防止する体制を整えております。

④　取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、全社的な事業計画を定めるものとし、各取締役及び執行役員は、計画達成に向けて各部門が実施すべき具体的な数値目標及びアクションプランを定めるものとしております。これらの計画の達成に向けて予算管理を月次で行うほか、計画の進捗評価に用いる主要な指標については、経営会議において情報共有されております。また、稟議・決裁等のプロセスが明確化されているため、すべての業務レベルにおいて決定が迅速かつ適正に行われております。

このような機関ないし会議体の機能と業務プロセスにおける位置付けに関しては、全役員及び社員の間で共通に認識されているため、計画の策定と推進、その進捗の評価が適正に行われる体制が整っております。

⑤　当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社では、関係会社担当部署として海外事業推進室を設けており、海外子会社管理規程に基づき、関係会社管理を行っております。また、取締役会は、当社グループの経営計画を決議し、経営管理部はその進捗状況を毎月取締役会に報告するとともに、内部監査室が、当社及び当社子会社の内部監査を実施し、その結果を社長に報告することを内部監査計画として策定しております。

⑥　監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

内部監査担当者が協力するとともに、監査業務に必要な補助すべき特定の従業員として、監査等委員会付を置きます。監査等委員会付は原則１名以上配します。

監査等委員会付の独立性を確保するため、当該従業員の任命、異動等人事権に係わる事項の決定には監査等委員会の事前の同意を得て行います。また、監査等委員会付の人事考課については監査等委員の同意を得て行います。

⑦　監査等委員でない取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

監査等委員でない取締役及び使用人は、重大な法令違反及び著しい損害を及ぼす恐れのある事実を知ったとき等は、遅滞なく監査等委員会に報告するものとします。

監査等委員及び監査等委員会は必要に応じていつでも取締役に対し報告を求めることができるものとします。

監査等委員会へ報告した者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止するとともに、その旨を周知徹底しております。

⑧　その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会が重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を効率的かつ効果的に把握できるようにするため、監査等委員はいつでも取締役及び従業員に対して報告を求めることができ、取締役は社内の重要な会議への監査等委員の出席を拒めないものとしております。

また、監査等委員は、内部監査担当者及び会計監査人と緊密に連携し、定期的に情報交換を行うものとし、必要に応じて顧問弁護士との意見交換等を実施するものとしております。

⑨　監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る）について生じる費用の前払い、または償還の手続きその他の当該職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員がその職務の執行について、当社に対し会社法第399条の２第４項に基づく費用の前払い等を請求したときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理するものとします。また、当社は監査業務にかかる費用について、必要に応じ、一定額の予算を確保するものとしております。

⑩　反社会的勢力排除に向けた体制

当社は、反社会的勢力との取引関係や支援関係を含め一切の接触を遮断し、反社会的勢力からの不当要求は断固として拒絶するものとしております。反社会的勢力から経営活動に対する妨害や加害行為、誹謗中傷等の攻撃を受けた場合は、人事総務部が対応を一元的に管理し、警察等関連機関とも連携し、組織全体で毅然とした対応を行う体制を整えております。

⑪　財務報告の信頼性を確保するための体制

「財務報告に係る内部統制の基本方針」を定めるとともに、財務報告に係る内部統制が有効に行われる体制の整備、維持、向上に努めております。

⑵　業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、次のとおりであります。

①　内部統制システム全般

当社では、人事総務部による業務監査及び内部統制監査を通じて、内部統制システム全般の整備、運用状況の評価及び改善を実施しております。

② コンプライアンス

法令遵守体制の点検・強化を推進するため、「コンプライアンス規程」に基づき、コンプライアンス担当役員を選任しております。また、コンプライアンス違反行為の発生を防止するとともに、万が一これらの行為が発生した場合において当該事実を速やかに把握し、適切に対処することを目的として、コンプライアンス相談窓口を社内に設置し、取り組みを強化しております。

③ リスク管理

当社では、様々なリスクを一元的に予防、管理すること、またリスクが顕在化した場合には、迅速かつ的確な対応をすることを目的として、「危機管理規程」を整備し、危機管理担当取締役を選任しております。

④ 取締役の職務執行

当社は、「取締役会規程」に基づき、原則月１回の取締役会を開催し、法令又は定款に定められた事項及び経営上の重要な事項の決議を行うとともに、取締役の職務執行の監督を行っております。また、社外取締役を選任し、取締役会による当社取締役の職務執行の監督機能を強化しております。

なお、当事業年度につきましては、取締役会を15回開催しております。

⑤ 監査等委員会

監査等委員会は、監査等委員の取締役会への出席及び監査等委員による経営会議その他の重要な会議への出席及び取締役、使用人からのヒアリングを通じて、当社の内部統制の整備、運用状況について確認を行うとともに、より健全な経営体制と効率的な運用を行うための助言を行っております。

また、監査等委員会は会計監査人、内部統制担当部署など内部統制に係る組織と適宜情報交換を行い、連携を保ちながら監査の実効性を確保しております。

７．会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

連結貸借対照表

2019年1月31日現在

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	**1,267,067**	**流動負債**	**144,236**
現金及び預金	792,559	買掛金	110,279
売掛金	320,674	賞与引当金	10,366
たな卸資産	61,762	その他	23,590
繰延税金資産	1,232	**負債合計**	**144,236**
その他	90,845	(純資産の部)	
貸倒引当金	△7	**株主資本**	**1,201,868**
固定資産	**80,585**	**資本金**	**437,237**
有形固定資産	**25,400**	**資本剰余金**	**378,087**
建物	4,610	**利益剰余金**	**386,790**
工具、器具及び備品	20,790	**自己株式**	**△246**
無形固定資産	**36,369**	**その他の包括利益累計額**	**839**
ソフトウェア	29,893	**繰延ヘッジ損益**	**△154**
その他	6,476	**為替換算調整勘定**	**993**
投資その他の資産	**18,815**	**新株予約権**	**708**
長期前払費用	5,941		
繰延税金資産	1,728		
その他	11,144	**純資産合計**	**1,203,416**
資産合計	**1,347,652**	**負債純資産合計**	**1,347,652**

(注)　記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（2018年２月１日から
2019年１月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**694,460**
売上原価		**507,730**
売上総利益		**186,729**
販売費及び一般管理費		**331,512**
営業損失		**144,783**
営業外収益		
受取利息	52	
受取補償金	212	
その他	121	386
営業外費用		
為替差損	1,467	
その他	870	2,337
経常損失		**146,733**
特別損失		
固定資産除却損	977	
倉庫移転費用	1,281	2,258
税金等調整前当期純損失		**148,992**
法人税、住民税及び事業税	654	
法人税等調整額	16,550	17,205
当期純損失		**166,197**
親会社株主に帰属する当期純損失		**166,197**

（注）　記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（2018年２月１日から
2019年１月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	434,262	375,112	552,987	△75	1,362,287
当期変動額					
新株の発行	2,975	2,975	－	－	5,950
親会社株主に帰属する当期純損失（△）	－	－	△166,197	－	△166,197
自己株式の取得	－	－	－	△171	△171
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	－	－	－	－	－
当期変動額合計	2,975	2,975	△166,197	△171	△160,418
当期末残高	437,237	378,087	386,790	△246	1,201,868

	その他の包括利益累計額			新株予約権	純資産合計
	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	△1,246	864	△382	－	1,361,905
当期変動額					
新株の発行	－	－	－	－	5,950
親会社株主に帰属する当期純損失（△）	－	－	－	－	△166,197
自己株式の取得	－	－	－	－	△171
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	1,091	129	1,221	708	1,930
当期変動額合計	1,091	129	1,221	708	△158,488
当期末残高	△154	993	839	708	1,203,416

（注）　記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

2019年1月31日現在

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	**1,203,907**	**流動負債**	**143,137**
現金及び預金	742,609	買掛金	109,625
売掛金	321,093	未払金	12,606
たな卸資産	49,065	未払費用	2,781
前渡金	3,169	前受金	3,707
前払費用	14,177	預り金	3,829
繰延税金資産	1,232	賞与引当金	10,366
その他	72,565	その他	220
貸倒引当金	△7	**負債合計**	**143,137**
固定資産	**156,871**	(純資産の部)	
有形固定資産	**25,400**	**株主資本**	**1,217,086**
建物	10,808	**資本金**	**437,237**
工具、器具及び備品	59,822	**資本剰余金**	**378,087**
減価償却累計額	△45,230	資本準備金	365,966
無形固定資産	**36,369**	その他資本剰余金	12,121
ソフトウェア	29,893	**利益剰余金**	**402,007**
ソフトウェア仮勘定	6,174	利益準備金	1,170
その他	301	その他利益剰余金	400,837
投資その他の資産	**95,101**	繰越利益剰余金	400,837
関係会社株式	76,286	**自己株式**	**△246**
長期前払費用	5,941	**評価・換算差額等**	**△154**
繰延税金資産	1,728	**繰延ヘッジ損益**	**△154**
その他	11,144	**新株予約権**	**708**
資産合計	**1,360,778**	**純資産合計**	**1,217,641**
		負債純資産合計	**1,360,778**

(注)　記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

（2018年２月１日から
2019年１月31日まで）

（単位：千円）

科目	金	額
売上高		**679,306**
売上原価		**495,693**
売上総利益		**183,612**
販売費及び一般管理費		**307,458**
営業損失		**123,846**
営業外収益		
受取補償金	212	
その他	136	349
営業外費用		
為替差損	1,711	
その他	870	2,582
経常損失		**126,079**
特別損失		
関係会社株式評価損	24,024	
固定資産除却損	0	
倉庫移転費用	1,281	25,305
税引前当期純損失		**151,384**
法人税、住民税及び事業税	654	
法人税等調整額	16,550	17,205
当期純損失		**168,589**

（注）　記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（2018年２月１日から
2019年１月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
						繰越利益剰余金			
当期首残高	434,262	362,991	12,121	375,112	1,170	569,426	570,597	△75	1,379,896
当期変動額									
新株の発行	2,975	2,975	－	2,975	－	－	－	－	5,950
当期純損失（△）	－	－	－	－	－	△168,589	△168,589	－	△168,589
自己株式の取得	－	－	－	－	－	－	－	△171	△171
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	－	－	－	－	－	－	－	－	－
当期変動額合計	2,975	2,975	－	2,975	－	△168,589	△168,589	△171	△162,810
当期末残高	437,237	365,966	12,121	378,087	1,170	400,837	402,007	△246	1,217,086

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計		
当期首残高	△1,246	△1,246	－	1,378,650
当期変動額				
新株の発行	－	－	－	5,950
当期純損失（△）	－	－	－	△168,589
自己株式の取得	－	－	－	△171
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	1,091	1,091	708	1,800
当期変動額合計	1,091	1,091	708	△161,009
当期末残高	△154	△154	708	1,217,641

（注）　記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

2019年３月18日

株式会社トランザス
　取締役会　御中

監査法人Ａ＆Ａパートナーズ

指定社員 業務執行社員　公認会計士　齋　藤　晃　一　㊞
指定社員 業務執行社員　公認会計士　寺　田　聡　司　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社トランザスの2018年２月１日から2019年１月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社トランザス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

2019年３月18日

株式会社トランザス
　取締役会　御中

監査法人Ａ＆Ａパートナーズ

指定社員 業務執行社員　公認会計士　齋　藤　晃　一　㊞
指定社員 業務執行社員　公認会計士　寺　田　聡　司　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社トランザスの2018年２月１日から2019年１月31日までの第25期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、2018年２月１日から2019年１月31日までの第25期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果を以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第１項第１号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

①　監査等委員会が定めた監査等委員会監査等の基準に準拠し、第25期監査計画に基づき、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、会社の業務及び財産の状況を調査しました。

②　事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備についての取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明しました。

③　会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

⑴　事業報告等の監査結果

①　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②　取締役の職務の執行に関して、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。なお、取締役より「職務執行確認書」も取得しており、指摘すべき事項は認められません。

③　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であるとともに、その運用状況に係る事業報告の記載内容は適切であり、内部統制システムの構築・運用に関する取締役の職務の執行について、指摘すべき事項は認められません。

⑵　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人である監査法人Ａ＆Ａパートナーズの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

⑶　連結計算書類の監査結果

会計監査人である監査法人Ａ＆Ａパートナーズの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年３月28日

株式会社トランザス　監査等委員会

監査等委員　岡　安　俊　英　㊞

監査等委員　佐々木　　豊　㊞

監査等委員　原　口　昌　之　㊞

（注）　監査等委員岡安俊英、佐々木豊及び原口昌之は、会社法第２条第15号及び第331条第６項に規定する社外取締役であります。

以　上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

議案　取締役（監査等委員である取締役を除く）４名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ）全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては取締役４名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、本議案に関しましては、監査等委員会はすべての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する株式の数
1	再任 藤吉（ふじよし）　英彦（ひでひこ） （1973年５月２日生）	1995年１月 有限会社アイ・ディー・ディー（現当社）設立 代表取締役社長兼ＣＥＯ（現任） 2012年５月 北京大学EMBAコース修了 2013年８月 株式会社さんぽ路取締役（現任） 2016年２月 WORLD F PTE. LTE. 取締役（現任） 2017年２月 TRANZAS Asia Pacific Pte.Ltd. Director（現任）	1,013,000株
2	新任 坂本（さかもと）　博昭（ひろあき） （1970年８月５日生）	1994年10月 スリーコムジャパン株式会社入社 1999年１月 シスコシステムズ株式会社（現シスコシステム ズ合同会社）入社 2001年10月 Unisphere Networks Inc.（現Juniper Networks, K.K.）Japan Office 入社 2006年１月 シスコシステムズ合同会社入社 2016年11月 パロアルトネットワークス株式会社入社 2019年１月 当社入社 執行役員就任（現任）	－　株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する株式の数
3	新任 奥文郎（おくふみお） （1949年２月４日生）	1971年４月 アイワ株式会社（現ソニー株式会社）入社 1999年６月 同社執行役員総合企画室長 2004年６月 グラフテック株式会社取締役 2005年４月 同社代表取締役社長 2007年４月 あいホールディングス株式会社 代表取締役社長 2013年11月 当社取締役 2017年２月 アイ・コンサルティング・オフィス代表	－株
4	再任 前川昌之（まえかわまさゆき） （1965年３月30日生）	1991年10月 中央新光監査法人入所 2001年３月 公認会計士税理士前川昌之事務所 所長 （現任） 2004年12月 株式会社モブキャスト監査役 2005年８月 当社監査役 2006年５月 株式会社CONSOLIX設立 代表取締役（現任） 2012年６月 株式会社ウシオスペックス（現株式会社モデュレックス）社外監査役（現任） 2014年３月 当社取締役（現任） 2015年２月 株式会社アイ・ピー・エフコーポレーション 代表取締役（現任） 2015年３月 株式会社ＺＭＰ社外監査役	155,000株

※１　取締役候補者藤吉英彦氏は、当社の子会社であるTRANZAS Asia Pacific Pte. Ltd. のDirectorを兼職しております。当社は同社との間で、営業取引関係等があります。

※２　その他の取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

※３　当社は、取締役として有用な人材を迎えることができるよう、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、当社への損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結できる旨を定款に定めております。

当社は、前川昌之氏と当該責任限定契約を締結しておりますが、本議案が承認可決された場合には当該責任限定契約を継続する予定であります。

当該責任限定契約内容の概要は次のとおりであります。

・取締役が任務を怠ったことによって当社に会社法第423条第１項の損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第１項に規定される最低責任限度額を限度として、その責任を負う。

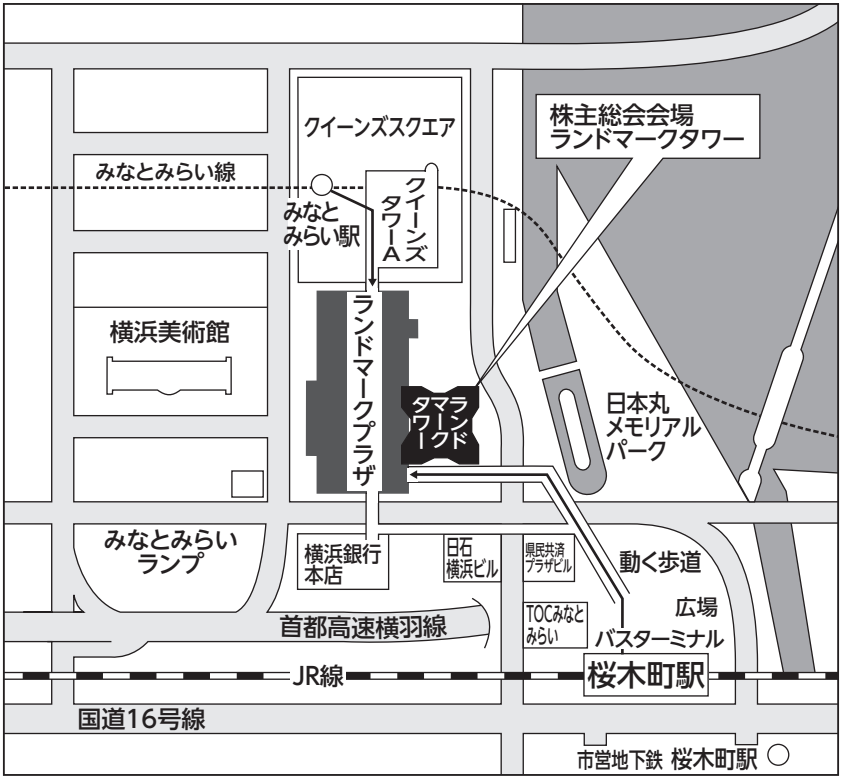
・上記の責任限定が認められるのは、取締役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

以　上

メ　モ

定時株主総会会場ご案内図

神奈川県横浜市西区みなとみらい２丁目２番１号
横浜ランドマークタワー25階　バンケットルームＢ



交通のご案内

●桜木町駅（ＪＲ線・横浜市営地下鉄）から動く歩道で徒歩約５分

●みなとみらい駅（みなとみらい線）ランドマークタワー・クイーンズスクエア方面改札口徒歩約５分

※会場には駐車場の用意はございませんのでご了承ください。